（下水道エネルギー・機能復旧研究官）

第三十四条の三　（略）

２　（略）

（上下水道研究部に置く室）

第三十五条　上下水道研究部に、次の五室を置く。

水道研究室

浄水処理研究室

下水道研究室

下水処理研究室

能登上下水道復興支援室

（水道研究室の所掌事務）

第三十五条の二　水道研究室は、水道に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務（浄水処理研究室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（浄水処理研究室の所掌事務）

第三十五条の三　浄水処理研究室は、浄水処理及び給水装置に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十八号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百八条第六項の規定に基づき、地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

地方整備局組織規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（下水道エネルギー・機能復旧研究官） **第三十四条の二**　（略） ２　（略） （上下水道研究部に置く室） **第三十五条**　上下水道研究部に、次の四室を置く。 水道研究室 下水道研究室 下水処理研究室 能登上下水道復興支援室 （水道研究室の所掌事務） **第三十五条の二**　水道研究室は、水道に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる。 （新設）	（下水道エネルギー・機能復旧研究官） **第三十四条の二**　（略） ２　（略） （上下水道研究部に置く室） **第三十五条**　上下水道研究部に、次の五室を置く。 水道研究室 浄水処理研究室 下水道研究室 下水処理研究室 能登上下水道復興支援室 （水道研究室の所掌事務） **第三十五条の二**　水道研究室は、水道に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務（浄水処理研究室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 （浄水処理研究室の所掌事務） **第三十五条の三**　浄水処理研究室は、浄水処理及び給水装置に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる。
（地域河川調整官） **第四十五条**　（略） ２　地域河川調整官は、河川事業等の指導、監督及び助成に関する事務（東北地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局及び九州地方整備局にあっては、河川保全管理官が整理するものを除き、関東地方整備局及び中部地方整備局にあっては、総合土砂管理官及び河川保全管理官が整理するものを除き、北陸地方整備局にあっては、総合土砂管理官が整理するものを除く。）並びに地方公共団体が作成する河川整備基本方針及び河川整備計画に関する事務を整理する。 （総合土砂管理官） **第四十五条の二**　関東地方整備局、北陸地方整備局及び中部地方整備局の河川部に、総合土砂管理官一人を置く。 ２　（略）	（地域河川調整官） **第四十五条**　（略） ２　地域河川調整官は、河川事業等の指導、監督及び助成に関する事務（東北地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局及び九州地方整備局にあっては、河川保全管理官が整理するものを除き、関東地方整備局及び中部地方整備局にあっては、総合土砂管理官及び河川保全管理官が整理するものを除く。）並びに地方公共団体が作成する河川整備基本方針及び河川整備計画に関する事務を整理する。 （総合土砂管理官） **第四十五条の二**　関東地方整備局及び中部地方整備局の河川部に、総合土砂管理官一人を置く。 ２　（略）